

介護等の体験について

1) 事前指導

本学では、第1年次に事前指導として教職科目である「介護等体験の意義」を受講したうえで介護等体験を行うこととなります。事前指導を受けない者は、介護等体験を行うことができません。なお、授業の開講日時等については、別途掲示によりお知らせします。

2) 介護等体験について

小学校及び中学校教諭の普通免許状を授与するための要件として、基礎資格及び所定の単位の修得に加え、介護等の体験を必要とする「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」が、平成10年4月1日から施行されました。

これにより、平成10年度以降大学に入学する学生等で小学校又は中学校の普通免許状を取得しようとする者は、文部科学省が定める社会福祉施設や特殊教育諸学校などにおいて、介護等の体験を行い、施設や学校が発行する「介護等の体験に関する証明書」を免許状の授与申請の際に提出することが義務付けられました。

・ 制定の趣旨

義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性に鑑み、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期するため。

・ 介護等体験の内容

障害者、高齢者等に対する介護、介助及び交流等の体験7日間（特別支援学校2日間、社会福祉施設5日間）。

・ 対象学生等

小学校又は中学校の普通免許状を取得しようとする者が対象となります。ただし、普通免許状と同時に特別支援学校教員の免許状を取得する者及び身体に障害のある者で、身体障害者手帳に、障害の程度が1～6級であるとして記載されている者は、介護等体験が免除されます。

3) 体験を行う施設等

本学では、特別支援学校での体験は、本学の附属学校で行うことを、また、社会福祉施設等については、茨城県内の施設で行うことを原則とします。

（注）介護等体験の内容・事前指導等に関する詳細については、事前指導時に配付する「介護等体験実施要項」を参照のこと。